各部(局)長・監・総合支所長 会計管理者・教育長・事業管理者 様

市長

平成30年度予算編成について (通知)

1 国の経済状況と動向

我が国の経済は、アベノミクスの効果により、企業の経常利益が過去最高を記録し、正社員の有効求人倍率は国が調査を開始して以来初めて1倍を超えるなど、戦後2番目に長い好景気が続いています。その一方で、海外経済などの先行きの不安感から、設備投資や賃金引き上げへの収益の分配に慎重な企業も多く、実質賃金は伸び悩み、個人消費も力強さに欠け、景気回復の実感に乏しい状況となっています。

このことを受け、国は、景気回復により生み出された経済効果が、賃金上昇や内需拡大へと力強くつながる好循環を構築するため、平成29年6月9日に「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太の方針)を閣議決定しました。基本方針では、長時間労働の是正、女性・若者・高齢者・障がい者の就労支援など「働き方改革」の推進や、幼児教育・保育の無償化に向けた検討、女性離職者の復職・再就職支援のためのリカレント教育の充実など「人材への投資」の強化、地方創生の推進、中小企業等への支援などの取り組みを通して経済の生産性を高め、その成果が国民に広く享受される「成長と分配の好循環」を創り上げることとしています。

併せて、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度である平成30年度においても、地方への歳出改革に徹底して取り組むこととしており、地方交付税における基準財政需要額の算定に、地方創生の取り組みの成果を反映することや、いわゆる「見える化」により地方公共団体間の行政サービス

の水準やコスト等の格差を把握・分析し、地方行財政の構造改革を進め、財源の効率的な配分を図ることとしています。

このような中、7月20日には、高齢化の進展により増加の一途をたどる年金・医療等に係る経費の合理化・効率化に取り組む一方で、「新しい日本のための優先課題推進枠」として、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や中小企業等の生産性向上に資する施策などに予算の重点化を進めるとした「平成30年度予算の概算要求基準」が閣議了解されました。

2 本市の財政の見通しと予算編成の考え方

好景気による所得・雇用環境の改善や好調な企業誘致などを背景に、市税収入が増加するなど、平成28年度決算における財政健全化判断比率は、すべての指標において国の基準を大幅に上回る結果となり、健全な財政運営を堅持することができました。一方、平成29年度においては、トップランナー方式の導入や平成27年の国勢調査人口、合併算定替えの縮減などを反映し、算出された地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、対前年度▲5.1億円となっています。さらには、度重なる災害への対応などで突発的な財政支出を余儀なくされ、本市の財政運営に影響を与えています。このような中、平成30年度における実質的な交付税は、中核市への移行や連携中枢都市圏の形成などの歳出増に伴う増加要因はあるものの、4年目を迎える合併算定替えの縮減の影響等により、大幅な増加は見込まれず、以前から取り組んできた公債費の抑制効果だけでは、行政サービスの維持・向上に必要な財源を賄いきれない状況となっています。

中核市移行の初年度となる平成30年度の歳出面においては、保健所業務、福祉・環境分野などの県からの移譲事務や、連携中枢都市圏の連携事業に加え、新本庁舎・可燃物処理施設・道の駅の整備など、本市が新たなステージを迎え、将来にわたって飛躍・発展し続けるための礎づくりのほか、定年退職者の増加、堅調な企業誘致に伴う促進補助金の高止まりなど、一時的に増加する財政需要が数多く見込まれています。これらの財政需要に対しては、

国県支出金や交付税措置率の高い市債などを優先的に活用しつつ、不足する 財源については基金の活用を考えていますが、今後、対応を余儀なくされる 市有施設の老朽化や社会保障費の増加などに備えて、出来る限り基金は温存 しておく必要があります。その一方で、明るい未来を築くための先行投資と して、今、地方創生を重点的に取り組む必要もあります。これらのことを踏 まえれば、平成30年度の予算編成は、限られた財源を効果的に使い、最大限 の成果を生むため、既存制度の改善や見直しなど、これまで以上に選択と集 中を進めるとともに、大胆な行財政改革が必要となっています。

3 予算編成の基本方針

平成30年度当初予算は、市長選挙を控えていることから、中核市関連予算を除く新規の施策や政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心とした予算編成(骨格)を行います。今後、厳しい財政見通しを踏まえた「強固な財政基盤の構築」と、中核市として相応しい「質の高い市政運営」の両立を実現していく必要があることから、平成30年度は、①「円滑な中核市への移行」、②「切れ目のない重要施策の推進」、③「地方創生の重点化」、④「行財政改革の徹底」に意を用いた予算編成を行います。

「円滑な中核市への移行」については、平成30年4月1日から中核市としての機能を十分に発揮し、より充実した行政サービスを提供するために必要な事業を漏れなく計上します。

「切れ目のない重要施策の推進」については、新本庁舎整備や可燃物処理 施設整備など、これまで継続して取り組んできた待ったなしの重要施策は、 市政が停滞することのないよう、骨格予算に盛り込みます。

「地方創生の重点化」については、鳥取市創生総合戦略及び第10次鳥取市総合計画に基づき、人口増加、地域経済の活性化に直結する事業に重点的に予算配分します。

「行財政改革の徹底」については、職員の定員適正化や公債費の縮減による義務的経費の抑制のほか、市税収入の増加、補助金の適正化など、将来に

負担を先送りしない取り組みを反映させた予算編成を行います。

なお、政策的経費等の予算編成(肉付け)は、平成30年度の早い段階で補 正対応することとしています。

4 予算要求の留意点

- (1)経常的経費については、概算要求に基づき簡易査定した一般財源の額を、本要求する際の上限として各部局へ示します。この提示額は、限られた財源の中で、今後の安定した財政運営を考慮し、政策判断を要する経費を除いた額を配分するものです。本要求の一般財源が上限額の範囲内であれば、原則、査定は行いませんが、各種基準を超える要求が見られれば調整を行います。
- (2) 市債(臨時財政対策債を除く)の濫用は、その裏財源となる一般財源所要額を膨張させるとともに、後年度の償還に必要な一般財源も増やすこととなり、弾力的な財政運営を阻害します。このことから、当面の間、将来の財政負担を考慮した上で、新本庁舎整備、可燃物処理施設整備以外の市債発行額を、40億円以下に抑えていきます。このことを十分に踏まえ、起債事業を所管する部署は、国県支出金のさらなる確保や年度間での事業費の平準化を図るとともに、財産経営課や建築住宅課等との連携の下、事業費を最大限抑える手法や材料の見直しなど創意工夫を行い、市債発行額の縮減に努めてください。なお、施設の更新や修繕に係る予算要求に当たっては、必ず財産経営課の事前審査を受けてください。
- (3)本市では、一般会計での市債の抑制はもとより、特別会計における市債も抑制することで後年度の一般会計からの繰出しを減らす取り組みを進めています。平成29年度事業が翌年度繰り越しとなる見込みが大きい部署については、平成30年度に実施可能な事業量を改めて精査した上で、適切な予算要求に見直してください。

- (4) 人件費については、極力、増員要求とならないよう業務の見直し等を 行ってください。その上で、増員要求が必要な場合は、「平成30年度当 初予算編成(人件費)等について(通知)」に従って要求してください。
- (5) 今後も続く交付税の合併算定替えの縮減を見据え、事業全体の見直しを行い、経費の節減に努めてください。特に、近年、増加傾向にある物件費(委託料、消耗品費、印刷製本費など)と補助費(補助金、負担金、交付金など)の見直しを徹底してください。
- (6) 中核市移行に伴う県からの交付金及び4町事務委託料の算定方法については、現在、県との調整を進めているところであり、決定次第に全庁にお知らせします。
- (7) 要求締切後に生じた国の制度改正などに伴う新たな財政需要等については、その都度、担当主計員等へ相談してください。
- (8) 予算要求の入力締め切りは平成29年11月27日(月)とします。予算 見積資料については、概算要求時と同じ内容のものであれば提出は不要 ですが、変更・追加がある場合は該当する部分(1部)を提出してくだ さい(期限厳守)。なお、職員一人ひとりのコスト意識の醸成と鳥取市の 組織力のさらなる強化を図るため、要求に当たっては、課長補佐チェック、課長チェック、部長チェックを経て部局内での優先順位をしっかり 付けた予算要求でなければ受け付けません。